

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等請求事件

国側当事者・国(神戸税務署長)

令和2年3月4日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	中村 和洋
同	荒木 誠
同	高田 脩平
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	神戸税務署長 松田 啓司
指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 神戸税務署長が平成29年3月13日付けで原告に対してした平成23年分の所得税の決定処分のうち、総所得金額4834万1215円、納付すべき税額1631万6400円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 神戸税務署長が平成29年3月13日付けで原告に対してした平成24年分の所得税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 神戸税務署長が平成29年3月13日付けで原告に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分のうち、総所得金額282万1970円、納付すべき税額13万1400円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 神戸税務署長が平成29年3月13日付けで原告に対してした平成26年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分(ただし、平成31年1月30日付けの更正処分及び無申告加算税変更決定処分により減額された後の部分)を取り消す。
- 5 神戸税務署長が平成29年3月13日付けで原告に対してした平成27年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、長期間にわたり勝車投票券、勝舟投票券、勝馬投票券及び勝者投票券(以下、これらの投票券を、順次、「オート車券」、「舟券」、「馬券」及び「競輪車券」といい、「車券等」と総称する。)を購入し、当たり車券等の払戻金を得ていた原告が、平成23年分から平成27

年分までの所得税（平成25年分から平成27年分までについては所得税及び復興特別所得税。以下同じ。）の確定申告をしていなかったところ、神戸税務署長から、当たり車券等の払戻金等に係る所得は一時所得に該当し、外れ車券等の購入代金を一時所得に係る総収入金額から控除することはできないとして、前記各年分の所得税に係る各決定（以下「本件各決定」と総称する。）並びに平成23年分から平成27年分までの所得税に係る無申告加算税の各賦課決定（以下「本件各賦課決定」と総称する。）を受けたことから、前記所得は雑所得に該当し、外れ車券等の購入代金が必要経費に当たるなどと主張して、被告を相手に、本件各決定のうち払戻金等から外れ車券等の購入代金を控除するなどして計算した総所得金額及び納付すべき税額を超える部分及び本件各賦課決定の取消しを求める事案である。

## 1 所得税法の定め

(1) 所得税法34条1項は、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう旨規定する。

(2) 所得税法34条2項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする旨規定する。

所得税法34条3項は、前記特別控除額は、50万円（前記残額が50万円に満たない場合には、当該残額）とする旨規定する。

(3) 所得税法35条1項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨規定する。

所得税法35条2項は、雑所得の金額は、①その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と②同年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額とする旨規定する。

(4) 所得税法37条1項は、雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨規定する。

## 2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 小型自動車競走（以下「オートレース」という。）、モーターボート競走（以下「競艇」という。）、中央競馬及び地方競馬並びに自転車競走（以下「競輪」という。）の概要等は、別紙「オートレース、競艇、中央競馬及び地方競馬並びに競輪の概要等」記載のとおりである（同別紙中で定めた略称は、以下においても同様に用いる。）。

(2) ア 原告は、インターネットを利用して、平成23年に合計2億9967万8200円、平成24年に合計2億7129万5600円、平成25年に合計3億4700万3600円、平成26年に合計3億5712万3400円、平成27年に合計3億8329万

0200円のオート車券を購入した。

原告は、前記のオート車券の購入により、収支上、平成23年に2352万9200円の利益を得たが、平成24年に1516万3880円、平成25年に1209万3170円、平成26年に1944万9230円、平成27年に4086円3060円の損失を被った。

イ 原告は、インターネットを利用して、平成23年に合計511万5000円、平成24年に合計1086万5600円、平成25年に合計1484万4600円、平成26年に合計1251万8600円、平成27年に合計167万4800円の舟券を購入した。

原告は、前記の舟券の購入により、収支上、平成23年に78万9970円、平成24年に424万5570円、平成25年に253万3440円、平成26年に357万1070円、平成27年に72万8620円の損失を被った。

ウ 原告は、インターネットを利用して、平成23年に合計1809万3465円、平成24年に合計1430万0005円、平成25年に合計853万1430円、平成26年に合計989万9345円、平成27年に合計220万円の中央競馬の馬券を購入した。

原告は、前記の馬券の購入により、収支上、平成23年に2733万2035円の利益を得たが、平成24年に905万3475円、平成25年に312万7480円、平成26年に41万4035円、平成27年に70万0150円の損失を被った。

エ 原告は、インターネットを利用して、平成23年に合計1266万1700円、平成24年に合計36万8500円、平成25年に合計7万9100円、平成26年に合計11万6000円の地方競馬の馬券を購入した。

原告は、前記の馬券の購入により、収支上、平成23年に311万2110円の損失を被り、平成24年に6万5790円の利益を得たが、平成25年に6万9500円、平成26年に4万7700円の損失を被った。

オ 原告は、インターネットを利用して、平成25年に合計7万1000円、平成26年に合計2万5900円、平成27年に合計2万4800円の競輪車券を購入した。

原告は、前記の競輪車券の購入により、収支上、平成25年に2万9100円の損失を被り、平成26年に7670円の利益を得たが、平成27年に2万0510円の損失を被った。

カ 原告は、公営競技施行者及び公営競技施行者から委託を受けたインターネット投票サービス提供者（以下「公営競技施行者等」と総称する。）から、抽選で現金を支給したり、現金化できるポイントを付与したりするなどの各種キャンペーン等により預金口座に入金を受けたほか、A銀行株式会社から、同行の口座への他の金融機関からの振込件数に応じた現金のキャッシュバックや抽選等による現金のプレゼントとして預金口座に入金を受けた。その金額は、平成23年に合計138万2060円、平成24年に合計181万0960円、平成25年に合計2064万5560円、平成26年に合計1791万8260円、平成27年に合計1752万5100円であった（以下、これらの入金による所得を「本件キャッシュバック所得」と総称する。）。

キ 前記アからオまでのとおり車券等が的中することによって原告が得た払戻金に係る

所得（以下「本件払戻金所得」と総称する。）及び本件キャッシュバック所得（以下、本件払戻金所得と併せて「本件所得」と総称する。）は、いずれも、所得税法34条1項にいう「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得」であり、同項にいう「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」である。

(3) 原告は、神戸税務署長に対し、平成23年分から平成27年分までの所得税の確定申告書をいずれも提出しなかった。

(4) 神戸税務署長は、平成29年3月13日、本件所得はいずれも一時所得に該当するとして、本件各決定及び本件各賦課決定をした。

(5) 原告は、平成29年5月16日、国税不服審判所長に対し、本件各決定の全部の取消しを求めて審査請求をした。

国税不服審判所長は、平成30年4月24日付けで、前記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(6) 本件訴訟の提起等

ア 原告は、平成30年10月30日、本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

イ 神戸税務署長は、平成31年1月30日付けで、原告に対し、別表1の平成26年分の「更正処分等」欄記載のとおり、原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の減額更正処分並びに無申告加算税変更決定をした（以下、本件各決定及び本件各賦課決定のうち、平成26年分のものについては、これらの処分後のものをいう。）。（乙1）

ウ 原告は、平成31年4月15日及び同月16日、前記第1の3、4のとおり、本件各決定及び本件各賦課決定のうち平成25年分及び平成26年分のものに係る請求を減縮した。（顕著な事実）

3 本件各決定及び本件各賦課決定の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙「本件各決定及び本件各賦課決定の根拠及び適法性に関する被告の主張」のとおり

4 争点

(1) 本件所得が一時所得に該当するか

(2) 原告が期限内申告書を提出しなかったことについて「正当な理由」（国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）66条1項ただし書）があるか

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点（1）（本件所得が一時所得に該当するか）

（被告の主張の要旨）

ア 総論

ある所得が所得税法34条1項にいう「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否かは、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。

そして、「継続的行為」といえるか否かについては、その文言に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様が考慮要素となり、「営利を目的とする」行為というためには、当該行為の態様に加え、当該行為の結果生じた利益発生規模、期間その他の状況に照らし、当該行為が客観的にみて利益が上ると期待し得る行為であることを要するものと解される。

なお、車券等が的中するか否か及び的中した場合に得られる払戻金の多寡については、偶然の要素が強く働き、車券等の購入行為から生ずる所得は、本来的に偶発的、単発的であるということができ、また、継続的かつ確実に利益を上げることが困難なものといえる。そして、このことは車券等の購入を大量かつ連続して行ったとしても異なるところではないから、車券等の購入行為を大量かつ連続して行ったとしても、それだけで、的中車券等に対する払戻金が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当することはないものと解される。

イ 本件所得のうち、オートレースの払戻金に係る所得（以下「本件オートレース所得」という。）について

(ア) 現存する取引記録から確認できる限りでは、原告は、平成25年において全レース5506レースのうち2492レース（全レースの約45.3%）、平成26年において同5554レースのうち3081レース（同約55.5%）、平成27年において同5440レースのうち2448レース（同約45.0%）でオート車券を購入したにとどまるのであり、原告が、オート車券を網羅的に購入し、あるいは偶然性の影響を減殺するために年間を通じてほぼ全てのレースでオート車券を購入することを目標として購入していたとはいえない。

また、原告は、個々のレースにおいて、予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小とを組み合わせることで車券を購入していたというが、これは、一般的な愛好家によるオート車券の購入態様と質的に大きな差があるものとはいえず、個々のオート車券の的中率に着目しない網羅的な購入をしているとはいえない。

さらに、原告は、1年を通じて利益を得ている平成23年においても、本件オートレース所得について税務申告をしていないことからすれば、本件オートレース所得の計算をしていたとはいえず、年間を通じての収支を把握していたとはいえず、したがって、原告が年間を通じての収支で利益が得られるように工夫していたともいえない。

そうすると、原告のオート車券を購入する行為が、一体の経済活動の実態を有すると評価することはできず、継続的行為に該当するとはいえない。

(イ) 本件期間中、原告がオート車券の購入によって年間を通じての収支で利益を上げたのは、平成23年（約2353万円）の1年のみにとどまり、平成24年以降は、いずれの年も、約1209万円から約4086万円の損失が生じていた。

そうすると、原告がオート車券を購入することによって恒常的に利益を上げていたとは到底いえないし、回収率が毎年100%を超えるように工夫してオート車券を選別して購入していたものともいえない。また、原告によるオート車券の選別方法が利益発生（回収率）と因果関係を有するともいえない。

したがって、原告のオート車券を購入する行為が、利益発生の規模、期間その他の状況から、客観的にみて利益が上がることを期待し得る行為であるとはいえず、「営利を目的とする」行為に該当するとはいえない。

(ウ) 以上によれば、本件オートレース所得は一時所得に該当する。

ウ 本件所得のうち、競艇の払戻金に係る所得（以下「本件競艇所得」という。）について

(ア) 現存する取引記録から確認できる限りでは、原告は、平成25年において全レース5万3766レースのうち547レース（約1.0%）、平成26年において全レース

5万2722レースのうち320レース（約0.6%）、平成27年において全5万2739レースのうち39レース（約0.07%）で舟券を購入したにとどまるのであり、原告が、舟券を網羅的に購入し、あるいは偶然性の影響を減殺するために年間を通じてほぼ全てのレースで舟券を購入することを目標として購入していたとはいえない。

また、原告は、個々のレースにおいて、出走表の情報や試走結果等に基づいてレース結果を予想し、これと予想が的中した際の配当率の大小とを組み合わせる舟券を購入していたというが、これは、一般的な愛好家による舟券の購入態様と質的に大きな差があるものとはいえず、個々の舟券の的中率に着目しない網羅的な購入をしているとはいえない。

そうすると、原告の舟券を購入する行為が、一体の経済活動の実態を有すると評価することはできず、継続的行為に該当するとはいえない。

(イ) 本件期間中、原告が舟券の購入によって年間を通じての収支で利益を上げたことはない。

そうすると、原告が舟券を購入することによって恒常的に利益を上げていたとは到底いえないし、回収率が毎年100%を超えるように工夫して舟券を選別して購入していたものともいえない。また、原告による舟券の選別方法が利益発生（回収率）と因果関係を有するともいえない。

したがって、原告の舟券を購入する行為が、利益発生の規模、期間その他の状況から、客観的にみて利益が上がると期待し得る行為であるとはいえず、「営利を目的とする」行為に該当するとはいえない。

(ウ) 以上によれば、本件競艇所得は一時所得に該当する。

エ 本件所得のうち、中央競馬及び地方競馬の払戻金に係る所得（以下「本件競馬所得」という。）について

(ア) 中央競馬について

a 記録から確認できる限りでは、原告は、中央競馬の年間開催日数（実日数。同日に2箇所以上の競馬場において開催された場合も1日と数える。）のうち、平成23年において57日（約54.3%）、平成24年において61日（約57.5%）、平成25年において56日（約52.8%）、平成26年において48日（約44.4%）、平成27年において13日（約12.0%）で馬券を購入したにとどまり、購入金額も220万円から1809万3465円にとどまる。

また、原告は、個々のレースにおいて、各競走馬の過去4走のレース結果に着目し、競走馬の勝ち負けを予想した上で購入対象となる競走馬を選別していたというのであるから、一般的な愛好家による中央競馬の馬券の購入態様と質的に大きな差があるとはいえず、この中央競馬の馬券の的中率に着目しない網羅的な購入をしているとはいえない。

さらに、原告は、1年を通じて利益を得ている平成23年においても、本件競馬所得について税務申告をしていないことからすれば、本件競馬所得の計算をしていたとはいえず、年間を通じての収支を把握していたとはいえず、したがって、原告が年間を通じての収支で利益が得られるように工夫していたともいえない。

そうすると、原告の馬券を購入する行為が、一体の経済活動の実態を有すると評価

することはできず、継続的行為に該当するとはいえない。

- b 本件期間中、原告が中央競馬の馬券の購入によって年間を通じての収支で利益を上げたのは、平成23年（約2733万円）の1年のみにとどまり、平成24年以降は、いずれの年も、約41万円から約905万円の損失が生じていた。

そうすると、原告が中央競馬の馬券を購入することによって恒常的に利益を上げていたとは到底いえないし、回収率が毎年100%を超えるように工夫して馬券を選別して購入していたものともいえない。

また、原告による馬券の選別方法が利益発生（回収率）と因果関係を有するともいえない。

したがって、原告の中央競馬の馬券を購入する行為が、利益発生の規模、期間その他の状況から、客観的にみて利益が上がると期待し得る行為であるとはいえず、「営利を目的とする」行為に該当するとはいえない。

(イ) 地方競馬について

- a 原告が地方競馬の馬券を購入したレース数は、平成23年において436レース（全レースの約3%）、平成24年において13レース（同0.09%）、平成25年において7レース（同0.05%）、平成26年において2レース（同0.01%）にとどまり、購入金額も11万6000円から1266万1700円にとどまる。

そうすると、原告の地方競馬の馬券を購入する行為が、購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らして、継続的行為に該当するとはいえない。

- b 本件期間中、原告が地方競馬の馬券の購入によって年間を通じての収支で利益を上げたのは、平成24年（6万5790円）の1年のみにとどまり、その余の年は、いずれの年も、約4万円から約311万円の損失が生じていた。

そうすると、原告が中央競馬の馬券を購入することによって恒常的に利益を上げていたとは到底いえないし、回収率が毎年100%を超えるように工夫して馬券を選別して購入していたものともいえない。

したがって、原告の中央競馬の馬券を購入する行為が、利益発生の規模、期間その他の状況から、客観的にみて利益が上がると期待し得る行為であるとはいえず、「営利を目的とする」行為に該当するとはいえない。

(ウ) 以上によれば、本件競馬所得は一時所得に該当する。

オ 本件所得のうち、競輪の払戻金に係る所得（以下「本件競輪所得」という。）について

- (ア) 取引記録から確認できる限りでは、原告は、平成25年において7レース（全レースの約0.03%）、平成26年において4レース（同約0.01%）、平成27年において5レース（同約0.02%）で競輪車券を購入したにとどまるのであり、原告が、競輪車券を網羅的に購入し、あるいは偶然性の影響を減殺するために年間を通じてほぼ全てのレースで競輪車券を購入することを目標として購入していたとはいえない。

そうすると、原告の競輪車券を購入する行為が、一体の経済活動の実態を有すると評価することはできず、継続的行為に該当するとはいえない。

- (イ) 本件期間中、原告が競輪車券の購入によって年間を通じての収支で利益を上げたのは、平成26年（7670円）の1年のみにとどまり、その余の年には、損失が生じていた。

そうすると、原告が競輪車券を購入することによって継続的に利益を上げていたとはいえないし、回収率が毎年100%を超えるように工夫して競輪車券を選別して購入していたものともいえない。

したがって、原告の競輪車券を購入する行為が、利益発生の規模、期間その他の状況から、客観的にみて利益が上がると期待し得る行為であるとはいえず、「営利を目的とする」行為に該当するとはいえない。

(ウ) 以上によれば、本件競輪所得は一時所得に該当する。

#### カ 本件キャッシュバック所得について

本件キャッシュバック所得の発生態様は、その詳細が明らかでないものがあるものの、原告が、公営競技施行者等における会員登録や車券等の購入、キャンペーンへの応募等一定の要件を満たしたこと若しくは抽選に当選したことによるキャッシュバックや賞金としての金員、又は原告が車券等のインターネット購入サービスを利用した際に付与されたポイントに応じて、車券等の払戻金とは発生原因を異にする別の経済的利益として受け取った金員である。そうすると、原告が受領した各種キャッシュバックの金員は、一時的、偶発的、恩恵的に発生した所得であるといえるから、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるとはいえない。

したがって、本件キャッシュバック所得は、一時所得に該当する。

(原告の主張の要旨)

#### ア 本件オートレース所得について

(ア) 原告は、次のとおり、個々のレースについて個別に予想を的中させるというのではなく、共通する統一的な法則に基づいて、オート車券の購入代金の総額に比較して的中オート車券の払戻金の総額が上回る、すなわち回収率が高くなる可能性の高い予想をして、オート車券を購入することで、全体として利益が上がるような方法によりオート車券を購入していた。

##### a 軸となる選手の選定

原告は、過去のレースを分析した結果データとして蓄積している個々の選手の特徴等を考慮し、①スタート順の想定（選手ごとの過去のレース結果等やそのレースのハンデ等を考慮して想定する。）、②全車が同着になるとした場合の各選手のタイム（目安の想定競走タイム）の想定（そのレースのハンデを考慮して、各選手が100mを何秒で走行する必要があるのかを想定する。）、③想定試走タイムの想定（目安の想定競走タイムから試走偏差（試走、すなわち同じ日のレース前に1週試走するときは競走時よりもタイムが速くなる場所、そのような試走時のタイムと競走時のタイムとの差を試走偏差という。）を控除する。）、④公表試走タイム（試走時のタイムとして公表されたもの）の把握と補正（公表試走タイムは、前方にいる選手や風によるコースロスや失速によって影響を受ける場合があることから、これらを考慮して公表試走タイムの精度を高めて、より正確な試走タイム（以下「修正公表試走タイム」という。）に修正する。）、⑤想定試走タイムと修正公表試走タイムの比較（修正公表試走タイムが想定試走タイムを上回る選手に係るオート車券が的中する可能性が高い。）という作業を経て、そのレースの軸となる選手を検討していた。

また、原告は、前記の検討に加え、①近走の調子（競走成績・競走タイム）、②公

表試走タイムにハンデを足した数値、③スタート力を考慮して予想的中した際の配当率（以下、単に「配当率」という。）を予想し、これと実際の配当率とを比較して、できる限り回収率を高め、利益が上げられるように、そのレースの軸となる選手を1名又は2名選定していた。

さらに、原告は、安定して確実に利益を上げ、オート車券全体の回収率をより高めるために、実際の試走タイムが想定試走タイムより良い選手に係るオート車券を追加購入の対象としていた。

b オート車券の購入方法

原告は、前記 a でそのレースの軸となる選手と選定した者と、的中オート車券に係る可能性が極めて低いと思われる選手を除いた全ての選手との組合せに係る全投票法の種類のうち、①的中する可能性が高く、かつ配当率が高いもの、②的中する可能性が低い、配当率が高いものに加え、的中する可能性を上げるために、③的中する可能性が高いが、配当率が低いものも購入していた。

(イ) 原告は、平成19年頃からオート車券の購入を始めており、本件期間（平成23年から平成27年まで）においては、レースの全開催日のうち約94%の日のレースについて、毎年2500～3000レースでオート車券を購入しており、その購入金額は年間2億7000万円から3億8000万円と極めて多額である。また、原告は、網羅的あるいは多数回にわたってオート車券を購入しながら、個々のレースの回収率を上げて、全体として利益が得られるように工夫していたのであるから、個々のオート車券の的中に着目しない態様によりオート車券を購入していたものと評価できる。原告は、兄と共に、自らのノウハウを生かして、平成28年12月からは会社を設立し、オート車券等の購入に関する塾を開設していることから、原告のオート車券の購入方法には、事業として成り立ちうるほどの工夫があったことがうかがわれる。

そうすると、原告によるオート車券の購入は継続的行為といえる。

(ウ) a 原告は前記（ア）のとおり、年間を通じて利益が得られるように工夫しながらオート車券を購入していたものであり、平成19年から平成23年までは、次のとおり、継続して利益を上げていたから（平成19年から平成26年までの総計でみると、同年時点においても、合計5051万1270円もの利益が上がっていた。）、営利を目的とする行為であるといえる。

平成19年	913万8980円
平成20年	2110万2110円
平成21年	3320万3920円
平成22年	1024万3340円
平成23年	2352万9200円

b 基本的に払戻率を超える回収率を維持することができている場合には、回収率が総体として100%を超えることが期待し得る独自のノウハウを有していることが推認されるのであり、所得税法34条1項にいう「営利を目的とする」行為であるというために、年間を通じて利益が恒常的に発生していることを要するものと解すべきではない。そうであるところ、原告のオート車券の購入による回収率は、平成19年で116.36%、平成20年で119.11%、平成21年で118.4

8%、平成22年で104.07%、平成23年107.85%、平成24年で94.41%、平成25年で96.51%、平成26年で94.55%、平成27年で89.33%であり、払戻率（平成23年までは75%、平成24年以降は70%）をはるかに上回る回収率を実現している。

したがって、原告によるオート車券の購入は「営利を目的とする」行為というべきである。

#### イ 本件競艇所得について

原告は、次のとおり、個々のレースについて個別に予想を的中させるというのではなく、共通する統一的な法則に基づいて、舟券の購入代金の総額に比較して的中舟券の払戻金の総額が上回る、すなわち回収率が高くなる可能性の高い予想をして、舟券を購入することで、全体として利益が上がるような方法により舟券を購入していた。

##### (ア) 予想方法

原告は、(a) レース場の特徴（水質、レース場の形状）を事前に把握し、(b) 当日の気象状況（風向き、風速、波高）を確認し、(c) 当日の展示航走（レース前にボートの状態等を見せること）を分析して、(d) 直前情報等によりその分析の裏付けをとる、という方法により予想していた。原告は、その上で、インコースの1号艇の逃げ切り（以下「イン逃げ」という。）が成功しにくい、高配当が予想されるレース（具体的には、[1] 2号艇から4号艇までに伸び型（直線のスピードを重視する型のモーター）を調整した選手がいるレース、[2] イン逃げがしにくいレース場（戸田、平和島、江戸川、鳴戸など、ターンマーク①がターンマーク②よりも外側（スタンド側）に位置しているレース場）のレース、[3] 前付け艇（出走表で5、6号艇に入っている選手が、より内側のコースから進入しようとして、待機行動から内側に動いてくる舟）がいるレース）を重点的に購入していた。

##### (イ) 舟券の購入方法

原告は、前記（ア）を踏まえてレース展開を予想し、軸となる選手を選定した上で、的中する可能性が高く、かつ配当率が高い舟券を重点的に購入していた。

#### ウ 本件競馬所得について

原告は、次のとおり、個々のレースについて個別に予想を的中させるというのではなく、共通する統一的な法則に基づいて、馬券の購入代金の総額に比較して的中馬券の払戻金の総額が上回る、すなわち回収率が高くなる可能性の高い予想をして、馬券を購入することで、全体として利益が上がるような方法により馬券を購入していた。そして、本件期間（平成23年から平成27年までの5年間）で総計1403万6895円の利益が残っているから、「営利を目的とする」行為であるといえる。

##### (ア) 予想方法（購入対象の馬の選定）

原告は、過去4走のレース結果を、着順、人気順を基に点数化し、諸条件で調整することに加え、JRAの関連会社であるB株式会社が提供するソフトウェアを使用し、その予想結果を一定の基準に従って考慮し、レース動画配信サービスを使用して過去のレース内容を確認した上で、1レースにつき10頭前後を購入対象とする馬として選別していた。

##### (イ) 馬券の購入方法

原告は、WIN5（五重勝単勝式勝馬投票法。同一の日の5つの競走につき、それぞれ1着となった馬を一組としたものを勝馬とする馬券の種類）の場合、購入対象とする馬を1軍（的中馬券に関係する可能性が高い主力となる馬だけで構成するグループ）と2軍（主力となる馬に加え、人気薄の抑えの馬も入れるグループ）に分けて購入していた。これは、原告が、WIN5の場合、「5レースとも人気が高い馬が勝つ場合」と「1つか2つのレースにおいて人気薄の馬が勝ちその余のレースは人気馬が勝つ場合」の2通りがあると考えていたためである。

原告は、通常の賭式の場合、事前に発表される配当率を確認し、前記（ア）で購入対象とした馬のうち、本来の実力に比べて過小評価されているもの（単勝（単勝式勝馬投票法。1着となった馬を勝馬とする馬券の種類）の配当率が10倍から30倍の馬）を探して、その馬を軸とし、他の購入対象とする馬と組み合わせた3連単（馬番号三連勝単式勝馬投票法。1着、2着及び3着となった馬をその順位に従い一組としたものを勝馬とする種類の馬券）の馬券を、軸馬と他の購入対象とする馬との着順を入れ替えた組み合わせを全部購入する方法（3連単マルチ）で100円ずつ（1レースにつき合計3万円から8万円程度）購入していた。

エ 本件競輪所得について

原告は、オート車券の購入に当たり、Cが提供するサービスである「D」を利用していたが、同サービスには、オート車券のみならず競輪車券についても、一定の金額を購入した場合にはキャッシュバックを受けられるという制度があった。そこで、原告は、キャッシュバック分も含めて全体で利益が得られるように、年間数万円程度競輪車券を購入していた。

オ 本件キャッシュバック所得について

本件キャッシュバック所得は、原告が大量に反復継続して車券等を購入する行為に関連して得られたものであるから、その性質上、本件払戻金所得と一連一体のものとして、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」として雑所得に該当するというべきである。

カ 本件所得全体について

そもそも、原告は、オートレースだけではオッズの関係から購入金額を多くすることができないため、舟券も購入することで投資金額を増やし、全体として利益を得られるようにして、それらの払戻金で生計を立てるとの意図・目的で一連の購入を始めた。また、これは公営競技の投票方法が共通していることなどから、ノウハウが共通していることも考慮してのことであった。すなわち、購入を開始した動機や目的は、オートレース以外の公営競技についても、経済的には一体のものと考えて、全体として利益を上げるということであった。

そして、原告は、自身が考案した共通のパターンに従った予想・購入方法により、オートレースだけでなく、競艇、競馬、競輪、キャッシュバックも含めた全体として利益を得られるように工夫して購入してきた。

したがって、このような一連の購入活動は、経済活動の実態としては一体のものとして評価できるといえるから、オートレースを含む公営競技全体について一体のものとして扱うべきである。

(2) 争点 (2) (原告が期限内申告書を提出しなかったことについて「正当な理由」(国税通則法66条1項ただし書)があるか)

(原告の主張の要旨)

原告は、兄と共に、子どもの頃から祖父に連れられてオートレース場に行き、また、車券等を10年以上前から購入していたが、その間、車券等の払戻金について課税されるという知識を得ることは一切なかった。オートレース場等や公営競技施行者の公式ウェブサイトのトップページにも、払戻金に所得税が課せられる旨や確定申告が必要である旨をうかがわせる記載等はなく、客のほとんどには課税されるという意識がない。

また、オートレース、競艇及び競馬はいずれも公営競技であり、売上の一部が国庫又は公共団体の収益となっており、車券等の購入者は、その購入時に実質的に税を負担しているに等しい。

さらに、過去に公営競技の払戻金について公平かつ適正な課税がされていたという実態は全くなく、窓口で払戻金を受け取る者に対しては課税されていないのが実態であって、その取扱いは著しく不公正で正義に反する。

原告は、車券等の払戻金については、非課税とされている宝くじやスポーツくじと同等に、購入時に実質的に税を負担しており、納税義務はないものと理解していた。このことは、前記のような車券等の払戻金に対する課税の実態に照らせば、やむを得ないものというべきである。

したがって、納税義務があることを知らなかったために確定申告をしなかった原告について、無申告加算税の制裁を科すことは不当ないし酷であって、原告には、申告をしなかったことについて「正当な理由」がある。

(被告の主張の要旨)

ア 無申告加算税等の加算税は、無申告等による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、無申告等による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

このような加算税の趣旨に照らすと、国税通則法66条1項所定の「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、前記のような加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当であり、事実の誤認、法の不知や誤解等は、国税当局から公表されていた見解が変更された場合や税務職員の誤った指導に基づいた場合等を除いて、「正当な理由があると認められる」場合に当たらないものと解すべきである。

イ これを本件についてみると、原告の主張は、結局のところ法の不知又は誤解をいうものにすぎず、原告が本件払戻金所得について期限内申告書を提出しなかったことが、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当することを基礎付ける事実は全く見当たらない。

したがって、本件において、原告が期限内申告書を提出しなかったことについて「正当

な理由」はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)(本件所得が一時所得に該当するか)について

##### (1) 本件オートレース所得について

ア 所得税法上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ(34条1項、35条1項)、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同27年3月10日第三小法廷判決・刑集69巻2号434頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同29年12月15日第二小法廷判決・民集71巻10号2235頁参照)。

イ そこで、まず、原告によるオート車券の購入が継続的行為といえるかについて検討すると、原告は、予想の確度の高低と予想的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従ってオート車券を購入することとし(甲8、弁論の全趣旨)、平成23年から平成27年までの5年間(本件期間)にわたり、1年当たり合計2億7000万円から3億8000万円程度となる多数のオート車券を購入し続けたほか(前記前提事実(2)ア)、平成19年から平成22年までの4年間にも一定額のオート車券を購入していたものである(甲8から12まで、19、弁論の全趣旨)。このような原告のオート車券購入の期間、回数、頻度の他の態様に照らせば、原告の前記の一連の行為は、継続的行為といえるものである。

次に、原告によるオート車券の購入が所得税法34条1項にいう「営利を目的とする」行為といえるかについて検討する。「営利を目的とする」行為という要件は、偶発的な所得である一時所得と、そうとはいえない雑所得とを区別する要件であることからすると、車券等を購入する行為が「営利を目的とする」行為であるというためには、当該納税義務者が主観的に利益を上げる目的を有していただだけでは足りず、その購入態様が客観的にみて利益が上がることを期待し得るものであることを要するものと解するのが相当である。そこで、原告によるオート車券の購入方法をより子細にみると、その主張するところによれば、要するに、過去のレース結果、公表試走タイムや当該選手の近走の調子等のデータに基づき、軸となる選手を絞り込んだ上で、的中オート車券に係る可能性が極めて低いと思われる選手を除いた全ての選手との組合せに係る全投票法の種類について、的中する可能性が低く、かつ配当率が低いものを除いて購入するというものであり、個々のレースの状況を検討して的中オート車券を個別に予想するという一般的なオート車券の購入方法と質的に異なるものであるとはいい難いから、原告によるオート車券の購入方法をもって、客観的にみて利益が上がることを期待し得るものであると直ちにいうことはできない。また、原告は、本件期間(平成23年から平成27年までの5年間)についてみると、平成23年こそ年間を通じての収支で2352万9200円の利益を得たものの、平成24年から平成27年までは、少ない年で約1200万円、多い年で約4000万円の損失を被っていたものであるから(前記前提事実(2)ア)、原告が、回収率が総体として100%を超えるようにオート車券を選別して購入し続けてきたとい

うことはできない。そうすると、原告によるこのようなオート車券の購入態様は、客観的にみて利益が上がると期待し得るものであったということができないから、営利を目的とする行為とはいえない。

ウ これに対して、原告は、①年間を通じて利益が得られるように工夫しながらオート車券を購入していたものであり、平成19年から平成23年までは継続して利益を上げていた（平成19年から平成26年までの総計で見ると、同年時点においても、合計5051万1270円もの利益が上がっていた。）、②原告は、払戻率（平成24年6月より前は75%、同月以後は70%。甲24）をはるかに上回る回収率を実現していたから、回収率が総体として100%を超えることが期待し得る独自のノウハウを有していることが推認されるとして、原告によるオート車券の購入は営利を目的とする行為であるといえる旨主張する。

しかしながら、前記イで説示したとおり、本件期間における原告のオート車券の購入方法は、一般的なオート車券の購入方法と質的に異なるものではないというその性質に加え、同期間中（5年間）の収支状況等も考慮すると、客観的にみて利益が上がると期待し得るものではないといわざるを得ない。原告主張のとおり平成19年から平成22年までの4年間に年間を通じての収支で利益を得ていたとしても、それは偶然の事情によるものとみる余地があり、前記イの認定判断を左右しないし、払戻率を上回る回収率を実現していたからといって、当然に回収率が総体として100%を超えることが期待し得る独自のノウハウを有していることが推認されるともいえない（原告の陳述書（甲8）には、平成24年から払戻率に変更されたために利益が出にくくなった旨の記載があるが、払戻率の5%の変更により直ちに利益が上がらなくなるということ自体、その購入方法が客観的にみて利益が上がると期待し得るものではないことをうかがわせるものであるといえる。）。かえって、原告主張のとおり、平成22年末の時点において合計約7400万円の利益が上がっていたとすると、原告は、これを取り崩すことによって、客観的にみて利益が上がると期待し得るものではない態様であるにもかかわらず、オート車券の購入をその後5年間継続することができた（原告は、平成23年から平成27年までの5年間（本件期間）を通じて、合計6404万0140円の損失を被った。）とみることもできるものである。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

エ 以上によれば、本件オートレース所得は、一時所得に該当する。

## （2）本件競艇所得について

原告は、平成23年から平成27年までの5年間（本件期間）にわたり舟券を購入していたものであるが、このうち取引記録が残っている平成25年については全レース5万3766レースのうち547レース（約1.0%）、平成26年については全レース5万2722レースのうち320レース（約0.6%）、平成27年については全5万2739レースのうち39レース（約0.1%）でそれぞれ舟券を購入したにとどまる上（乙21、24の2・3、弁論の全趣旨）、その購入金額も前記5年間を通じて1年当たり合計約167万円から約1480万円にとどまるものであるから（前記前提事実（2）イ）、原告によるこのような舟券の購入は、継続的行為といえないものである。

また、原告による舟券の購入方法は、その主張するところによれば、要するに、レース

場の特徴や当日の気象状況を前提に、当該レースに参加するボートの型等からレース展開を予想し、軸となる選手を選定した上で、的中する可能性が高く、かつ配当率が高い舟券を重点的に購入するというものであり、個々のレースの状況を検討して的中舟券を個別に予想するという一般的な舟券の購入方法と質的に異なるものであるとはいえないから、原告による舟券の購入方法をもって客観的にみて利益が上がると期待し得るものであると直ちにいうことはできない。そして、原告は、前記5年間において年間を通じての収支で利益を得たことがないものであるから（前記前提事実（2）イ）、原告が、回収率が総体として100%を超えるように舟券を選別して購入し続けてきたということとはできない。そうすると、原告によるこのような舟券の購入態様は、客観的にみて利益が上がると期待し得るものであったということができないから、営利を目的とする行為とはいえない。

以上によれば、本件競艇所得は、一時所得に該当する。

### （3）本件競馬所得について

#### ア 中央競馬について

原告は、平成23年から平成27年までの5年間（本件期間）にわたり中央競馬の馬券を購入していたものであるが、その購入の回数や頻度等（全レースのうちどの程度の割合のレースについて購入したのか等）の態様は明らかでない上、その購入金額は1年当たり合計220万円から約1800万円にとどまるものであるから（前記前提事実（2）ウ）、原告によるこのような馬券の購入は、継続的行為といえないものである。

また、原告による馬券の購入方法は、その主張するところによれば、要するに、過去4走のレース結果や配当率等を確認した上で、本来の実力に比べて過小評価されていると判断した馬を軸として馬券を購入するというものであり、個々のレースの状況を検討して的中馬券を個別に予想するという一般的な馬券の購入方法と質的に異なるものであるとはいえないから、原告による馬券の購入方法をもって客観的にみて利益が上がると期待し得るものであると直ちにいうことはできない。そして、原告は、前記5年間のうち平成23年こそ年間を通じての収支で2733万2035円の利益を得たものの、平成24年から平成27年までは、少ない年で約41万円、多い年で約900万円の損失を被っていたものであるから（前記前提事実（2）ウ）、原告が、回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたということとはできない。そうすると、原告によるこのような馬券の購入態様は、客観的にみて利益が上がると期待し得るものであったということができないから、営利を目的とする行為とはいえない。

#### イ 地方競馬について

原告は、平成23年から平成26年までの4年間にわたり地方競馬の馬券を購入していたものであるが、平成23年に全レース1万5512レースのうち436レース（約2.8%）、平成24年に全レース1万5328レースのうち13レース（約0.08%）、平成25年に全レース1万4353レースのうち7レース（約0.05%）、平成26年に全レース1万4171レースのうち2レース（約0.01%）でそれぞれ馬券を購入したにとどまる上（乙26、31の2）、その購入金額も1年当たり合計約8万円から約1300万円にとどまるものであるから（前記前提事実（2）エ）、原告によるこのような馬券の購入は、継続的行為といえないものである。

また、原告は、前記4年間のうち平成24年こそ年間を通じての収支で6万5790円

の利益を得たものの、その余の年には、少ない年で約7万円、多い年で約300万円の損失を被っていたものであるから（前記前提事実（2）エ）、原告が、回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたということとはできない。そうすると、原告によるこのような馬券の購入態様は、客観的にみて利益が上がり期待し得るものであったということができないから、営利を目的とする行為とはいえない。

ウ 以上によれば、本件競馬所得は、一時所得に該当する。

#### （4）本件競輪所得について

ア 原告は平成25年から平成27年までの3年間にわたり競輪車券を購入していたものであるが、年間4ないし7レースについて（甲6、弁論の全趣旨）約2万円から約7万円を購入したにとどまるものであるから（前記前提事実（2）オ）、原告によるこのような競輪車券の購入は、継続的行為といえないものである。

また、原告は、前記3年間のうち平成26年こそ年間を通じての収支で7670円の利益を得たものの、その余の年には、約2万円から3万円の損失を被っていたものであるから（前記前提事実（2）オ）、原告が、回収率が総体として100%を超えるように競輪車券を選別して購入し続けてきたということとはできない。そうすると、原告によるこのような競輪車券の購入態様は、客観的にみて利益が上がり期待し得るものであったということができないから、営利を目的とする行為とはいえない。

以上によれば、本件競輪所得は、一時所得に該当する。

イ これに対して、原告は、オート車券の購入に当たり利用していたサービスである「D」において、オート車券のみならず競輪車券についてもキャッシュバックを受けることができたため、これも含めて全体で利益が得られるように、年間数万円程度競輪車券を購入していた旨主張する。

しかしながら、年間数万円程度競輪車券を購入することにより、その購入金額を上回るキャッシュバックを受けることができるという関係が認められるものではないし、本件全証拠によっても、そのような事実は認められないから、原告の前記主張は前記アの認定判断を左右しない。

#### （5）本件キャッシュバック所得について

本件キャッシュバック所得は、公営競技施行者等や銀行から、一定の取引をしたことや抽選等により預金口座に入金を受けたというものであって、一時的、偶発的、恩恵的に発生した所得であるといえるから、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるとはいえない。

したがって、本件キャッシュバック所得は、一時所得に該当する。

（6）なお、原告は、オートレースだけでなく、競艇、競馬、競輪、キャッシュバックも含めた全体として利益を得られるように工夫して購入してきたものであるから、このような一連の購入活動は、経済活動の実態としては一体のものと評価できるといえ、オートレースを含む公営競技全体について一体のものとして扱うべきである旨主張する。

しかしながら、前記の各種公営競技の間において、特定の競技において利益を得やすいときは他の競技において利益を得にくいというような相互にリスクを分散できる性質や相関関係があるものではない（原告が提出した鑑定意見書（甲20）には、「原告が競馬、競艇その他のものにおいても馬券等を購入しているのは、偶然性減殺のため、リスク分散の

一環として行っていると認められる」との記載があるが、複数の競技について購入したからといって偶然性が減殺されることが客観的に裏付けられているわけではない。他方において、前記の各種公営競技は、競走において誰が勝利するかを予想し、その予想的中すれば、予想の集中の程度に応じて定まるオッズに従った払戻金を得ることができるという限度において共通性を有するものの、その競技の内容はそれぞれに異なるものである。そうすると、車券等の購入行為を競技の種類のかんを問わず一体の経済活動とみる余地はないものというべきである。

また、そもそも、既に説示したとおり、原告による車券等の購入行為等はいずれも営利を目的とする継続的行為とはいえないものであり、それらを一体としてみたからといって営利を目的とする継続的行為になるものとはいえない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

## 2 争点(2) (原告が期限内申告書を提出しなかったことについて「正当な理由」(国税通則法66条1項ただし書)があるか) について

- (1) 無申告加算税は、申告義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、申告義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

国税通則法66条1項は、期限後申告書の提出又は決定等に基づき納付すべき税額に対して課される無申告加算税につき、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税を課さないこととしているが、無申告加算税の前記の趣旨に照らせば、同項ただし書にいう「正当な理由があると認められる場合」とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、前記のような無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

- (2) この点について、原告は、①これまで車券等の払戻金について課税されるという知識を得ることは一切なかったし、オートレース場等の公式ウェブサイトのトップページにも、払戻金に所得税が課せられる旨をうかがわせる記載等はない、②車券等の払戻金については、非課税とされている宝くじやスポーツ toto と同様に、購入時に実質的に税を負担しており、納税義務はないものと理解していた旨主張する。しかしながら、これらの事情は、いずれも単なる法の不知又は誤解をいうものにすぎず、前記(1)で説示したような真に納税者(原告)の責めに帰することのできない客観的な事情には当たらない。

また、原告は、①オートレース、競艇及び競馬はいずれも公営競技であり、売上の一部が国庫又は公共団体の収益となっており、車券等の購入者は、その購入時に実質的に税を負担しているに等しい、②過去に公営競技の払戻金について公平かつ適正な課税がされていたという実態は全くなく、窓口で払戻金を受け取る者に対しては課税されていないのが実態であって、その取扱いは著しく不公正で正義に反する旨主張する。しかしながら、これらの事情は、公営競技やその払戻金に対する課税の仕組み等に対する不満をいうものにすぎず、前記(1)で説示したような真に納税者(原告)の責めに帰することのできない客観的な事情には当たらない。

- (3) 以上によれば、国税通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」に関する原告の主張

はいずれも採用することができず、本件全証拠によっても、ほかに前記（１）で説示したような真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情を認めるに足りない。

### 3 本件各決定及び本件各賦課決定の適法性

以上説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、①原告の平成２３年分から平成２７年分までの総所得金額及び納付すべき税額は、別表１の「決定処分等」欄記載の金額（ただし、平成２６年分については、同表の「更正処分等」欄記載の金額）と同額となることが認められ、②本件各賦課決定により原告に賦課されるべき無申告加算税の額は、別表３の「無申告加算税の額」欄記載の金額と同額となることが認められる。そして、原告が平成２３年分から平成２７年分までの所得税について期限内申告書を提出しなかったことについて、国税通則法６６条１項にいう「正当な理由」があると認めることはできない。

したがって、本件各決定及び本件各賦課決定はいずれも適法である。

### 第４ 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 齋藤 毅

裁判官 内藤 陽子

(別紙)

指定代理人目録

熊田 篤、市谷 諭史、東 正幸、鎌田 敦宏、中川 友和、松山 修、花谷 愛華

以上

(別紙)

## オートレース、競艇、中央競馬及び地方競馬並びに競輪の概要等

### 1 オートレースについて

(1) オートレースは、平成23年から平成27年までの間（以下「本件期間」という。）、全国6箇所の小型自動車競走場（以下「オートレース場」という。）において開催されていた。

本件期間の全国のオートレース場におけるオートレースの開催日数（延べ日数。1日に2箇所のオートレース場において開催された場合は2日と数える。以下同じ。）及び実施された競争の回数は、平成23年が411日で4909回、平成24年が475日で5685回、平成25年が461日で5506回、平成26年が470日で5554回、平成27年が461日で5440回であった。

(2) オート車券は、オートレース場及び場外車券売場において発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、オートレースの開催主体（都道府県並びに京都市等の特別区の組織する組合及び特定の市町村）から委託を受けた事業者と契約を締結することにより、インターネットを利用してオート車券を購入することができる。

この場合、利用者は、決済用口座を開設し、オート車券の購入に充てる予定の金額（以下、車券等の購入に充てる予定の金額を「購入予定金額」という。）を、決済用口座から事業者の口座に振り替える（ただし、事業者のうちC株式会社（以下「C」という。）については、利用者においてあらかじめCがインターネット上で提供する電子マネーを購入し、投票の都度、この電子マネーを同社に支払う方法によってオート車券の購入代金を支払う。）。

払戻金及び返還金（投票に一定の無効事由があった場合に返還される金員）の交付方法は、事業者によって異なり、①オート車券の購入予定金額から購入代金を差し引いた金額に、払戻金及び返還金を加えた金額を、当該競走開催日に決済用口座に振り込む方法、②投票可能限度額（投票申込資金として事業者の口座に振り替えた金額の合計額から、その日のその投票までの投票申込額及び利用者の指示により決済用口座に戻し入れた額を控除した額。）に払戻金及び返還金の合計額を、当該払戻金等の額が公表された後に加算する方法（乙4）、③オート車券の購入予定金額のうち未使用の金額に、払戻金及び返還金を加えた金額を、随時の精算指示により又は定期的に決済用口座に振り込む方法がある。

払戻金については、勝車投票法の種類ごとに、勝車投票の的中者に対し、そのレースについてのオート車券の売上金の額に70%（平成24年4月1日より前は75%）以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定める率（以下「払戻率」という。）を乗じて得た額に相当する金額を当該勝車に対する各オート車券に按分して払戻金として交付することとされる（小型自動車競走法16条1項）。

### 2 競艇について

(1) 競艇は、本件期間中、全国24箇所のモーターボート競走場（以下「競艇場」という。）において開催されていた。

本件期間の全国の競艇場における競艇の開催日数及び実施された競争の回数は、平成23年が4241日で5万0871回、平成24年が4511日で5万4110回、平成25年が4482日で5万3766回、平成26年が4396日で5万2722回、平成2

7年が4395日で5万2739回であった。

- (2) 舟券は、競艇場及び場外発売場において発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、一般財団法人G振興会（以下「G振興会」という。）と契約を締結することにより、インターネットを利用して舟券を購入することができる。

この場合、利用者は、決済用口座を開設し、舟券の購入予定金額を、決済用口座からG振興会の預金口座に振り替える。

払戻金及び返還金は、舟券の購入予定金額から購入代金を差し引いた金額に、払戻金及び返還金を加えた金額を、当該競走開催日に、決済用口座に振り込む方法によって交付する。

### 3 中央競馬及び地方競馬について

#### (1) 中央競馬について

ア 中央競馬（日本中央競馬会（以下「JRA」という。）が行う競馬）は、本件期間中、全国10箇所の競馬場において開催されていた。

本件期間中の全国の競馬場における中央競馬の開催日数は、各年とも288日であり、実施された競争の回数は、平成23年が3453回、平成24年が3454回、平成25年が3454回、平成26年が3451回、平成27年が3454回であった。

イ 中央競馬の馬券は、競馬場及び場外発売場において発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、JRAと契約を締結することにより、インターネットを利用して馬券を購入することができる。

この場合、利用者は、決済用口座を開設し、馬券の購入予定金額を決済用口座からJRAが指定する口座に振り替える。

払戻金及び返還金は、馬券の購入予定金額から購入代金を差し引き、払戻金及び返還金を加えた金額を、当該払戻金の額等を公表した後速やかに決済用口座に振り込むなどの方法によって交付する。（乙27）

#### (2) 地方競馬について

ア 地方競馬（都道府県及び特定の市町村が行う競馬）は、本件期間中、全国17箇所（ただし、うち1箇所は平成24年5月に、1箇所は平成25年7月にそれぞれ廃止された。）の競馬場において開催されていた。

本件期間中の全国の競馬場における地方競馬の開催日数及び実施された競争の回数は、平成23年が1398日で1万5512回、平成24年が1374日で1万5238回、平成25年が1300日で1万4353回、平成26年が1287日で1万4171回、平成27年が1287日で1万4395回であった。

イ 地方競馬の馬券は、競馬場及び場外発売場において発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、E株式会社（以下「E」という。）と契約を締結することにより、インターネットを利用して馬券を購入することができる。

この場合、利用者は、決済用口座を開設し、馬券の購入予定金額を決済用口座からEの口座に振り替える。

払戻金及び返還金は、馬券の購入予定金額から購入代金を差し引き、払戻金及び返還金を加えた金額を、利用者の指示又は一定期間の経過により決済用口座に振り込む方法によって交付する。

#### 4 競輪について

- (1) 競輪は、現在、全国44箇所の競輪場において開催されている。
- (2) 競輪車券は、競輪場及び場外車券売場において発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、Cが提供するインターネット購入サービスである「D」を利用することにより、競輪車券を購入することができる。

この場合、利用者は、前記1(2)のCと同様の方法により、競輪車券の購入代金を支払う。

払戻金及び返還金は、オート車券の購入予定金額のうち未使用の金額に、払戻金及び返還金を加えた金額を、随時の精算指示により又は定期的に決済用口座に振り込む方法によって交付する。

(別紙)

本件各決定及び本件各賦課決定の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 原告に係る平成23年分から平成27年分までの所得税の課税の根拠

原告に係る平成23年分から平成27年分までの所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである。なお、金額の前の「▲」は、損失の金額を表す（以下同じ。）。

(1) 平成23年分

ア 総所得金額（別表2順号⑮） 1億0494万1025円

前記金額は、次の一時所得の2分の1に相当する金額である（所得税法22条2項。以下同じ。）。

一時所得の金額（別表2順号⑭） 2億0988万2050円

前記金額は、次の（ア）の総収入金額から同（イ）のその収入を得るために支出した金額を控除し、その残額から、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である。

（ア）総収入金額（別表2順号①） 3億8388万9580円

前記金額は、原告が平成23年中に支払を受けた的中車券等に係る払戻金の金額（オートレース3億2320万7400円、競艇432万5030円、中央競馬4542万5500円及び地方競馬954万9590円。別表2順号②から⑤まで）及び本件キャッシュバック所得の金額138万2060円（同順号⑦）の合計額である。

（イ）その収入を得るために支出した金額（別表2順号⑧） 1億7350万7530円

前記金額は、前記（ア）の払戻金に係る的中車券等の購入金額（当該購入金額がその払戻金額を上回る場合は、払戻金額を限度として算出した金額。オートレース1億5725万3760円、競艇353万4920円、中央競馬813万3520円及び地方競馬458万5330円。別表2順号⑨から⑫まで）の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額（別表2順号⑯） 55万9960円

前記金額は、次の（ア）及び（イ）の合計金額である。

（ア）社会保険料控除の額（別表2順号⑰） 17万9960円

前記金額は、原告が平成23年中に支払った国民年金の保険料の納付金額である（所得税法74条1項。以下同じ。）。

（イ）基礎控除の額（別表2順号⑱） 38万円

前記金額は、所得税法86条1項に規定する金額である。

ウ 課税総所得金額（別表2順号⑲） 1億0438万1000円

前記金額は、前記アの総所得金額から前記イの所得控除の額の合計額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

エ 課税総所得金額に対する税額（別表2順号⑳） 3895万6400円

前記金額は、前記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 納付すべき税額（別表2順号㉑） 3895万6400円

前記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額と同額である。

(2) 平成24年分

ア 総所得金額（別表２順号⑮） 6396万9832円  
前記金額は、次の一時所得の2分の1に相当する金額である（所得税法22条2項。以下同じ。）。

一時所得の金額（別表２順号⑭） 1億2793万9665円  
前記金額は、次の（ア）の総収入金額から同（イ）のその収入を得るために支出した金額を控除し、その残額から、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である。

（ア）総収入金額（別表２順号①） 2億7024万3530円  
前記金額は、原告が平成24年中に支払を受けた的中車券等に係る払戻金の金額（オートレース2億5613万1720円、競艇662万0030円、中央競馬524万6530円及び地方競馬43万4290円。別表２順号②から⑤まで）及び本件キャッシュバック所得の金額181万0960円（同順号⑦）の合計額である。

（イ）その収入を得るために支出した金額（別表２順号⑧） 1億4180万3865円  
前記金額は、前記（ア）の払戻金に係る的中車券等の購入金額（当該購入金額がその払戻金額がその払戻金額を上回る場合は、払戻金額を限度として算出した金額。オートレース1億3259万3580円、競艇508万5010円、中央競馬393万6445円及び地方競馬18万8830円。別表２順号⑨から⑫まで）の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額（別表２順号⑯） 55万9320円  
前記金額は、次の（ア）及び（イ）の合計金額である。

（ア）社会保険料控除の額（別表２順号⑰） 17万9320円  
前記金額は、原告が平成24年中に支払った国民年金の保険料の納付金額である。

（イ）基礎控除の額（別表２順号⑱） 38万円  
前記金額は、所得税法86条1項に規定する金額である。

ウ 課税総所得金額（別表２順号⑲） 6341万円  
前記金額は、前記アの総所得金額から前記イの所得控除の額の合計額を控除した金額である。

エ 課税総所得金額に対する税額（別表２順号⑳） 2256万8000円  
前記金額は、前記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 納付すべき税額（別表２順号㉑） 2256万8000円  
前記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額と同額である。

### （3）平成25年分

ア 総所得金額（別表２順号⑮） 1億0483万8327円  
前記金額は、次の一時所得の2分の1に相当する金額である。

一時所得の金額（別表２順号⑭） 2億0967万6655円  
前記金額は、次の（ア）の総収入金額から同（イ）のその収入を得るために支出した金額を控除し、その残額から、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である。

（ア）総収入金額（別表２順号①） 3億7332万2600円  
前記金額は、原告が平成25年中に支払を受けた的中車券等に係る払戻金の金額（オートレース3億3491万0430円、競艇1231万1160円、中央競馬540万3950円、地方競馬9600円及び競輪4万1900円。別表２順号②から⑥まで）

及び本件キャッシュバック所得の金額2064万5560円(同順号⑦)の合計額である。

(イ) その収入を得るために支出した金額(別表2順号⑧) 1億6314万5945円  
前記金額は、前記(ア)の払戻金に係る的中車券等の購入金額(当該購入金額がその払戻金額を上回る場合は、払戻金額を限度として算出した金額。オートレース1億5928万3500円、競艇57万0700円、中央競馬326万6395円、地方競馬9600円及び競輪1万5750円。別表2順号⑨から⑬まで)の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額(別表2順号⑯) 55万9640円  
前記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額である。

(ア) 社会保険料控除の額(別表2順号⑰) 17万9640円  
前記金額は、原告が平成25年中に支払った国民年金の保険料の納付金額である。

(イ) 基礎控除の額(別表2順号⑱) 38万円  
前記金額は、所得税法86条1項に規定する金額である。

ウ 課税総所得金額(別表2順号⑲) 1億0427万8000円  
前記金額は、前記アの総所得金額から前記イの所得控除の額の合計額を控除した金額である。

エ 課税総所得金額に対する税額(別表2順号⑳) 3891万5200円  
前記金額は、前記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの)に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 復興特別所得税額(別表2順号㉑) 81万7219円  
前記金額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)13条の規定により、前記エの課税総所得金額に対する税額に100分の2.1を乗じた金額である。

カ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(別表2順号㉒) 2960円  
前記金額は、F株式会社のキャンペーン賞金の支払に係る源泉徴収税額である。

キ 納付すべき税額(別表2順号㉓) 3972万9400円  
前記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額に前記オの復興特別所得税額を加算し、前記カの所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を控除した金額である(ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)

#### (4) 平成26年分

ア 総所得金額(別表2順号⑮) 9719万1725円  
前記金額は、次の一時所得の2分の1に相当する金額である。

一時所得の金額(別表2順号⑭) 1億9438万3450円  
前記金額は、次の(ア)の総収入金額から同(イ)のその収入を得るために支出した金額を控除し、その残額から、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である。

(ア) 総収入金額(別表2順号①) 3億7412万7140円  
前記金額は、原告が平成26年中に支払を受けた的中車券等に係る払戻金の金額(オートレース3億3767万4170円、競艇894万7530円、中央競馬948万5310円、地方競馬6万8300円及び競輪3万3570円。別表2順号②から⑥ま

で)及び本件キャッシュバック所得の金額1791万8260円(同順号⑦)の合計額である。

(イ) その収入を得るために支出した金額(別表2順号⑧) 1億7924万3690円  
前記金額は、前記(ア)の払戻金に係る的中車券等の購入金額(当該購入金額がその払戻金額を上回る場合は、払戻金額を限度として算出した金額。オートレース1億7506万9540円、競艇78万6200円、中央競馬330万8040円、地方競馬6万8300円及び競輪1万1610円。別表2順号⑨から⑬まで)の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額(別表2順号⑯) 57万4030円  
前記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額である。

(ア) 社会保険料控除の額(別表2順号⑰) 19万4030円  
前記金額は、原告が平成26年中に支払った国民年金の保険料の納付金額である。

(イ) 基礎控除の額(別表2順号⑱) 38万円  
前記金額は、所得税法86条1項に規定する金額である。

ウ 課税総所得金額(別表2順号⑲) 9661万7000円  
前記金額は、前記アの総所得金額から前記イの所得控除の額の合計額を控除した金額である。

エ 課税総所得金額に対する税額(別表2順号⑳) 3585万0800円  
前記金額は、前記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの)に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 復興特別所得税額(別表2順号㉑) 75万2866円  
前記金額は、復興財源確保法13条の規定により、前記エの課税総所得金額に対する税額に100分の2.1を乗じた金額である。

カ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(別表2順号㉒) 1万6639円  
前記金額は、F株式会社のキャンペーン賞金の支払に係る源泉徴収税額である。

キ 納付すべき税額(別表2順号㉓) 3658万7000円  
前記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額に前記オの復興特別所得税額を加算し、前記カの所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を控除した金額である。

#### (5) 平成27年分

ア 総所得金額(別表2順号⑮) 8399万9970円  
前記金額は、次の一時所得の2分の1に相当する金額である。

一時所得の金額(別表2順号⑭) 1億6799万9940円  
前記金額は、次の(ア)の総収入金額から同(イ)のその収入を得るために支出した金額を控除し、その残額から、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である。

(ア) 総収入金額(別表2順号①) 3億6240万2560円  
前記金額は、原告が平成27年中に支払を受けた的中車券等に係る払戻金の金額(オートレース3億4242万7140円、競艇94万6180円、中央競馬149万9850円及び競輪4290円。別表2順号②から④まで及び⑥)及び本件キャッシュバック所得の金額1752万5100円(同順号⑦)の合計額である。

(イ) その収入を得るために支出した金額(別表2順号⑧) 1億9390万2620円  
前記金額は、前記(ア)の払戻金に係る的中車券等の購入金額(当該購入金額がその

払戻金額を上回る場合は、払戻金額を限度として算出した金額。オートレース1億9273万5150円、競艇5万8900円、中央競馬110万4690円及び競輪3880円。別表2順号⑨から⑪まで及び⑬)の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額 (別表2順号⑫) 58万3850円

前記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額である。

(ア) 社会保険料控除の額 (別表2順号⑬) 20万3850円

前記金額は、原告が平成27年中に支払った国民年金の保険料の納付金額である。

(イ) 基礎控除の額 (別表2順号⑭) 38万円

前記金額は、所得税法86条1項に規定する金額である。

ウ 課税総所得金額 (別表2順号⑮) 8341万6000円

前記金額は、前記アの総所得金額から前記イの所得控除の額の合計額を控除した金額である。

エ 課税総所得金額に対する税額 (別表2順号⑯) 3274万1200円

前記金額は、前記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 復興特別所得税額 (別表2順号⑰) 68万7565円

前記金額は、復興財源確保法13条の規定により、前記エの課税総所得金額に対する税額に100分の2.1を乗じた金額である。

カ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (別表2順号⑱) 9万7236円

前記金額は、F株式会社のキャンペーン賞金の支払に係る源泉徴収税額である。

キ 納付すべき税額 (別表2順号㉑) 3333万1500円

前記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額に前記オの復興特別所得税額を加算し、前記カの所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を控除した金額である。

## 2 本件各決定の適法性

被告が本件において主張する原告の平成23年分から平成27年分までの所得税等の納付すべき税額は、前記1(1)オ、同(2)オ、同(3)キ、同(4)キ及び同(5)キのとおり、それぞれ、

平成23年分 3895万6400円

平成24年分 2256万8000円

平成25年分 3972万9400円

平成26年分 3658万7000円

平成27年分 3333万1500円

であるところ、本件各決定(ただし、平成26年分については、平成31年1月30日付け更正処分後のもの)における原告の納付すべき税額は、これと同額であるから、本件各決定は、いずれも適法である。

## 3 本件各賦課決定の根拠及び適法性

前記2のとおり、本件各決定は適法であるから、原告に対しては、国税通則法66条1項に基づき、無申告加算税が課されることになる。

原告に対して課される無申告加算税の額は、国税通則法66条1項及び2項の規定により、次のとおりとなるところ、本件各賦課決定における無申告加算税の額は、これと同額であるか

ら、本件各賦課決定は、いずれも適法である。

- (1) 平成23年分 776万5000円 (別表3順号⑧)  
前記金額は、(ア) 平成23年分の所得税につき原告が納付すべき税額3895万6400円 (前記1 (1) オ) につき、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3895万円 (別表3順号②) に、同法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて計算した金額584万2500円 (同表順号④) 及び (イ) 同条2項の規定に基づき、前記3895万6400円のうち50万円を超える部分に相当する税額 (3845万6400円) につき、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3845万円 (同表順号⑤) に100分の5の割合を乗じて計算した金額192万2500円 (同表順号⑦) の合計額である。
- (2) 平成24年分 448万7000円 (別表3順号⑧)  
前記金額は、(ア) 平成24年分の所得税につき原告が納付すべき税額2256万8000円 (前記1 (2) オ) につき、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額2256万円 (別表3順号②) に、同法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて計算した金額338万4000円 (同表順号④) 及び (イ) 同条2項の規定に基づき、前記2256万8000円のうち50万円を超える部分に相当する税額 (2206万8000円) につき、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額2206万円 (同表順号⑤) に100分の5の割合を乗じて計算した金額110万3000円 (同表順号⑦) の合計額である。
- (3) 平成25年分 791万9000円 (別表3順号⑧)  
前記金額は、(ア) 平成25年分の所得税につき原告が納付すべき税額3972万9400円 (前記1 (3) キ) につき、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3972万円 (別表3順号②) に、同法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて計算した金額595万8000円 (同表順号④) 及び (イ) 同条2項の規定に基づき、前記3972万9400円のうち50万円を超える部分に相当する税額 (3922万9400円) につき、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3922万円 (同表順号⑤) に100分の5の割合を乗じて計算した金額196万1000円 (同表順号⑦) の合計額である。
- (4) 平成26年分 729万1000円 (別表3順号⑧)  
前記金額は、(ア) 平成26年の所得税につき原告が納付すべき税額3658万7000円 (前記1 (4) キ) につき、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3658万円 (別表3順号②) に、同法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて計算した金額548万7000円 (同表順号④) 及び (イ) 同条2項の規定に基づき、前記3658万7000円のうち50万円を超える部分に相当する税額 (3608万7000円) につき、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3608万円 (同表順号⑤) に100分の5の割合を乗じて計算した金額180万4000円 (同表順号⑦) の合計額である。
- (5) 平成27年分 664万1000円 (別表3順号⑧)  
前記金額は、(ア) 平成27年の所得税につき原告が納付すべき税額3333万1500円 (前記1 (5) キ) につき、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨て

てた金額3333万円（別表3順号②）に、同法66条1項の規定に基づき、100分の15の割合を乗じて計算した金額499万9500円（同表順号④）及び（イ）同条2項の規定に基づき、前記3333万1500円のうち50万円を超える部分に相当する税額（3283万1500円）につき、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額3283万円（同表順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額164万1500円（同表順号⑦）の合計額である。

以上

## 課税の経緯

(単位:円)

区分 項目		確定申告	決定処分等	審査請求	裁決	更正処分等
		—	平成29年 3月13日	平成29年 5月16日	平成30年 4月24日	平成31年 1月30日
平成 23 年 分	一時所得の金額		104,873,525	全部 取消し	棄却	
	総所得の金額		104,873,525			
	所得控除額の計		559,960			
	所得税の額		38,929,200			
	源泉徴収税額		0			
	納付すべき税額		38,929,200			
	無申告加算税		7,759,000			
平成 24 年 分	一時所得の金額		63,810,287	全部 取消し	棄却	
	総所得の金額		63,810,287			
	所得控除額の計		559,320			
	所得税の額		22,504,000			
	源泉徴収税額		0			
	納付すべき税額		22,504,000			
	無申告加算税		4,475,000			
平成 25 年 分	一時所得の金額		104,838,327	全部 取消し	棄却	
	総所得の金額		104,838,327			
	所得控除額の計		559,640			
	所得税及び復興特別所得税の額		39,732,419			
	源泉徴収税額		2,960			
	納付すべき税額		39,729,400			
	無申告加算税		7,919,000			
平成 26 年 分	一時所得の金額		116,125,875	全部 取消し	棄却	97,191,725
	総所得の金額		116,125,875			97,191,725
	所得控除額の計		574,030			574,030
	所得税及び復興特別所得税の額		44,336,312			36,603,666
	源泉徴収税額		16,639			16,639
	納付すべき税額		44,319,600			36,587,000
	無申告加算税		8,837,000			7,291,000
平成 27 年 分	一時所得の金額		83,714,650	全部 取消し	棄却	
	総所得の金額		83,714,650			
	所得控除額の計		583,850			
	所得税及び復興特別所得税の額		33,297,362			
	源泉徴収税額		97,236			
	納付すべき税額		33,200,100			
	無申告加算税		6,615,000			

(注)一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

## 被告主張額の内訳表（所得税等の納付すべき税額）

(単位：円)

項目		年分	順号	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分
一時所得	総収入金額		①	383,889,580	270,243,530	373,322,600	374,127,140	362,402,560
	内訳	オートレース (別表7)	②	323,207,400	256,131,720	334,910,430	337,674,170	342,427,140
		(競艇) (別表12)	③	4,325,030	6,620,030	12,311,160	8,947,530	946,180
		中央競馬 (別表12)	④	45,425,500	5,246,530	5,403,950	9,485,310	1,499,850
		地方競馬 (別表12)	⑤	9,549,590	434,290	9,600	68,300	0
		競輪 (別表12)	⑥	0	0	41,900	33,570	4,290
		キャッシュバック等 (別表13)	⑦	1,382,060	1,810,960	20,645,560	17,918,260	17,525,100
		その収入を得るために 支出した金額	⑧	173,507,530	141,803,865	163,145,945	179,243,690	193,902,620
	内訳	オートレース (別表7)	⑨	157,253,760	132,593,580	159,283,500	175,069,540	192,735,150
		(競艇) (別表12)	⑩	3,534,920	5,085,010	570,700	786,200	58,900
		中央競馬 (別表12)	⑪	8,133,520	3,936,445	3,266,395	3,308,040	1,104,690
		地方競馬 (別表12)	⑫	4,585,330	188,830	9,600	68,300	0
		競輪 (別表12)	⑬	0	0	15,750	11,610	3,880
	一時取得の金額 (①-⑧-50万円)		⑭	209,882,050	127,939,665	209,676,655	194,383,450	167,999,940
総所得金額 (⑭×1/2)		⑮	104,941,025	63,969,832	104,838,327	97,191,725	83,999,970	
所得控除	所得控除の額の合計額		⑯	559,960	559,320	559,640	574,030	583,850
	内訳	社会保険料控除の額	⑰	179,960	179,320	179,640	194,030	203,850
		基礎控除の額	⑱	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額 (⑮-⑯)		⑲	104,381,000	63,410,000	104,278,000	96,617,000	83,416,000	
課税総所得金額 に対する税額		⑳	38,956,400	22,568,000	38,915,200	35,850,800	32,741,200	
差引所得税額 (基準所得税額)		㉑			38,915,200	35,850,800	32,741,200	
復興特別所得税額		㉒			817,219	752,866	687,565	
所得税及び復興所得税の額 (㉑+㉒)		㉓	38,956,400	22,568,000	39,732,419	36,603,666	33,428,765	
所得税及び復興特別所得税 の源泉徴収税額		㉔	0	0	2,960	16,639	97,236	
納付すべき税額 (㉓-㉔)		㉕	38,956,400	22,568,000	39,729,400	36,587,000	33,331,500	

## 被告主張額の内訳表（無申告加算税の額）

(単位：円)

項目	年分		平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分
	順号						
加算税の対象となる税額 (別表14順号㉕)		①	38,956,400	22,568,000	39,729,400	36,587,000	33,331,500
通常分	加算税の基礎となる税額	②	38,950,000	22,560,000	39,720,000	36,580,000	33,330,000
	加算税の割合	③	15/100	15/100	15/100	15/100	15/100
	加算税の額	④	5,842,500	3,384,000	5,958,000	5,487,000	4,999,500
加重分	加算税の基礎となる税額	⑤	38,450,000	22,060,000	39,220,000	36,080,000	32,830,000
	加算税の割合	⑥	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	加算税の額	⑦	1,922,500	1,103,000	1,961,000	1,804,000	1,641,500
無申告加算税の額 (④+⑦)		⑧	7,765,000	4,487,000	7,919,000	7,291,000	6,641,000